

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊都城駐屯地
第373会計隊長 池田 創平

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6HFS1TA00010		6SWH1C07003 0001					
品名 または 件名							
残飯収集処理作業							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
予定数量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
57,600.00	KG						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
都城駐業			都城駐業				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
補給科糧食班			令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
 全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
 ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、第373会計隊契約班及び西部方面会計隊ホームページに掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
 入札日時場所：令和8年2月18日（水）10時00分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- ア 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- イ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- ウ 契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- エ 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- オ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- カ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむ得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- キ 令和7・8・9年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」でD等級以上に格付けされている者であること。

(2) 公告の掲示場所

陸上自衛隊都城駐屯地、陸上自衛隊えびの駐屯地、陸上自衛隊国分駐屯地、都城商工会議所及び西部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>

(3) 落札決定方法

予定価格の範囲以内であり、単価(消費税抜き)により決定とするも、年間の予定総価をもって判断するので、当該総価を単価と併せて記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

- ア 第2項に示す競争入札に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- イ 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不鮮明なもの
- ウ その他入札に関する条件に違反した入札
- エ 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- オ 入札書を受領していない者の入札

(5) その他

- ア 特に示された場合を除き落札決定後、遅滞なく契約書を作成する。
- イ 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」
「単価契約に関する特約条項」
- ウ 入札に関する委任等を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- エ 郵送による入札は認めるが令和8年2月17日(火)17時までに必着するように郵送すること。(電話・電報及びFAXは認めない。)
- オ 入札書については、都城駐屯地会計隊契約班にて配布する。なお、受領が難しい場合はFAXにて送付する。
- カ 市場調査価格(積算内訳を含む)を令和8年2月13日(金)までに提出すること。(任意ではありますが、ご協力願います。)
- キ 入札日当日(郵便入札があった場合)に不調となり再度入札を行う場合は、別示とする。なお、再度入札を執行する場合は、初度入札者にその旨を通知する。
- ク 入札日当日会計隊入札室の入室時間については、09時50分からとする。

(6) 入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 第373会計隊 契約班 担当：星原
TEL(0986)23-3944 (内線341)
FAX(0986)23-0832

(7) 仕様書に関する問い合わせ先

陸上自衛隊都城駐屯地 補給科糧食班 担当：瀬戸口(内線520)

陸上自衛隊仕様書			
件 名	残飯収集処理作業	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年1月20日
		作成部隊	都城駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、都城駐屯地（以下、「官側」という）の隊員食堂において発生する調理及び喫食後に発生した残飯、残菜等の収集処理作業について規定する。

1.2 残飯収集処理作業の種類

- a) 主食・副食の残飯及び残菜の収集
- b) 残飯庫の清掃及び残飯の搬出
- c) その他、残飯収集処理作業に関し官側が示す事項

1.3 用語の定義

a) 契約担当官

残飯収集処理作業に係わる契約を締結する者

b) 検査官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯・残菜等処理に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) 監督官

契約担当官の任命を受けて、補助者として残飯収集処理作業に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) 受託者

残飯・残菜等処理を請け負う者

1.4 履行場所

陸上自衛隊都城駐屯地隊員食堂

1.5 契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

1.6 所有権の移転及び危険負担

- a) 残飯及び残菜等の所有権は、請負者が前条項の引渡を受けた時をもって、官側から請負者に移るものとする。
- b) 前項の所有権移転後、残飯及び残菜等にかかわり発生した損害等は、すべて請負者の負担とし、万一事故が発生した場合は、官側は、その責任を一切負わないものとする。

2 残飯収集処理に関する要求

2.1 搬出内容

- a) 毎日1回の搬出を基準とする。
ただし、官側から示す場合は、その限りでない。
- b) 請負者は、官側の指定する者の立会のもと残飯※及び残菜等の搬出を行うものとする。
※ 残飯は、油分（カレー、シチュー、スープ等）水分を含むもの。
- c) 官側が準備する保管容器又は請負者の準備する保管容器を駐屯地に定置するとともに、保管容器ごと搬出するものとし、汚れている場合は自ら清掃・保整に努めるものとする。

- d) 請負者は、残飯及び残菜等について、責任を持って完全に処理しなければならない。
 - e) 残菜庫周辺の清潔に努め、残飯等の散乱を防ぐものとする。
- 2.2 受領処置の手続き
- 受託者に残飯の引渡しを行うときには、その都度、残飯量を確認とする事を基本とし、困難な場合は、次回回収時の伝票をもって確認とする。
- 3 法令及び諸規定等の厳守事項
- 3.1 請負者の出入門
- a) 面会証による出入門
面会証の交付を受け、立ち入るものとする。
 - b) 都城駐屯地への入門については、官側に入門許可証の申請を実施し、交付を受けた者については、入門許可証の提示により出入門する。
 - c) 車両の出入門については、官側の許可を得るものとする。
 - d) 入門手続き等にかかる諸費用は、請負者の負担で行うものとする。
- 3.2 駐屯地内での行動
- a) 駐屯地内で行動できる場所は、駐屯地内主要道路及び残飯・残菜置場周辺とする。
 - b) 駐屯地の中では、次の行動を禁止する。
 - ア) 放火、破壊、窃盗等刑法に抵触する行為
 - イ) 本役務に関する場所以外の写真撮影
 - ウ) 販売、宣伝、布教活動
 - エ) 盗聴器等の設置
 - オ) その他の不法行為
- 4 監督・検査
- a) 収集処理作業の細部については、監督官の指示による。
 - b) 収集処理作業終了時に検査官に役務完了の旨を届け出るとともに、検査を受けるものとする。
- 5 仕様書の運用
- 請負者は、この仕様書に関する疑義が生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。